

## 公 募

### 非常勤職員の募集について（障害者雇用）

横浜税関では、障害者雇用を推進するため、障害を有する方を対象とした非常勤職員を、下記のとおり募集します。

横 浜 税 関

記

#### 1. 採用期間等

採用期間：令和8年4月1日から令和9年3月31日まで（※）

勤務日：土、日、祝日、年末年始（12/29～1/3）を除く毎日（※）

就業時間：9時00分～17時00分のうちの6時間程度（※）

休憩時間45分（12時15分～13時00分）

時間外勤務：無

※採用期間については、延長の可能性があります。

※勤務日及び就業時間については、相談の上、決定します。

#### 2. 勤務地

横浜税関本関、監視分庁舎（横浜市中区海岸通1-1）

横浜税関よこはま新港合同庁舎（横浜市中区新港1-6-1）

#### 3. 採用予定人数

3名

#### 4. 業務内容

一般行政事務の補助

（パソコンを用いたデータ入力・集計等業務、書類整理、電話対応、各種文書の仕分け及び発送業務、その他一般行政事務の補助）

※上記は一例であり、配属先によって異なることがあります。

※具体的な業務内容は、本人の適正や障害の状況に応じて配慮いたしますので、ご相談ください。

※必要な合理的配慮については、お申し出ください。

#### 5. 応募資格

次に掲げる手帳等の交付を受けている者

① ア 身体障害者手帳

イ 身体障害者福祉法第15条の規定により都道府県知事の定める医師が、当該都道府県において同条の申請に用いられる様式により作成した、障害の種類及び程度並びに障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる障害に該当する旨が記載された診断書・意見書

ウ 産業医又は人事院規則10-4第9条等に規定する健康管理医によるイに準じる診断書・意見書（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫又は肝臓の機能の障害に係るもの）

② 都道府県知事若しくは政令指定都市市長が交付する療育手帳等又は児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医若しくは地域障害者職業センターによる知的障害者であることの判定書

③ 精神障害者保健福祉手帳

なお、次に該当する方は応募できませんのでご了承ください。

- ① 日本の国籍を有しない者
- ② 国家公務員法第 38 条の規定により国家公務員となることができない者
  - イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその刑の執行猶予の期間中の者  
　　その他その執行を受けることがなくなるまでの者
  - ロ 一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から 2 年を経過しない者
  - ハ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- ③ 平成 11 年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）

#### 6. 給与等について

給与 : 日給 8,566 円程度（※）  
賞与 : 年 2 回（6 月及び 12 月）  
通勤手当 : 毎月 150,000 円を上限として支給  
休暇 : 採用日から 6 ヶ月間の勤務日数に応じて年次休暇を付与  
給与支給日 : 原則として毎月 16 日（月末締切翌月支払）  
※勤務時間に応じて変動があります。

#### 7. 服務規律等

国家公務員法等に定める義務等（服務の根本基準、法令及び上司の命令に従う義務、争議行為等の禁止、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務及び政治的行為の制限等）を遵守

#### 8. 応募書類

履歴書（顔写真貼付）、職務経歴書  
※業務遂行上の配慮等の確認のため、障害の状況を可能な範囲でご記入ください。  
※支援機関を利用している方は、支援機関の名称及び支援者名をご記入ください。

#### 9. 受験申込み方法

応募締め切り：令和 7 年 12 月 19 日（金）必着

履歴書（顔写真貼付のもの）及び職務経歴書を下記 11. 申込み先宛に郵送してください。

メールで提出する場合は、下記メールアドレス宛に送付して下さい。内容が確認でき次第、受付完了メールを送付致します。受付完了メールが届かない場合は、お手数ですが下記電話番号にご連絡下さい。

#### 10. 選考方法

一次審査：書類選考（履歴書（写真貼付のもの）及び職務経歴書による）

二次審査：面接

※書類選考通過者については、令和 8 年 1 月 9 日（金）までに面接日をお知らせします。

#### 11. 申込み先

郵便番号：〒231-8401  
住所：横浜市中区海岸通 1-1 横浜税関 総務部 人事課 障害者雇用担当  
電話番号：045-212-6024  
メールアドレス：yok-jinji-1@customs.go.jp

#### 12. その他

面接等に係る交通費は支給しません。

#### 13. 個人情報の取扱い

採用に関し知り得た個人情報については、採用活動を目的として利用するものとし、その管理は「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」に基づき、適切に行います。